地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、下記のとおり指定管理者監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月1日

新庄市監查委員 大場隆司

新庄市監查委員 髙橋 富美子

記

1. 監査の対象

わくわく新庄の平成28年度の施設管理に係る事務の執行について

2. 監査の期間

平成29年10月25日から平成29年11月8日まで

3. 監查対象団体

株式会社 東北情報センター (わくわく新庄指定管理者)

4. 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

5. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確である と認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。